

第14回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 2000年3月7日（火） 10：30～10：40

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁
 原子力局
 興局長
 原子力調査室 伊藤室長、板倉、池亀、会沢
通商産業省
 資源エネルギー庁
 原子力発電安全企画審査課 黒谷統括安全審査官、足立
 吉舗専門委員

4. 議 題

- （1）九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）
- （2）日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）
- （3）中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）
- （4）北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）
- （5）東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）
- （6）その他

5. 配布資料

資料 1-1 九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）（案）

資料 1-2 九州電力株式会社川内原子力発電所原子炉設置変更許可申請（1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）の概要

資料 2-1 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（使用済燃料

の処分の方法の変更) について (答申) (案)

資料 2-2 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉設置変更許可申請 (使用済燃料の処分の方法の変更) の概要

資料 3-1 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更 (1 号及び 2 号炉使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申) (案)

資料 3-2 中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請 (1 号及び 2 号炉使用済燃料の処分の方法の変更) の概要

資料 4-1 北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更 (1 号及び 2 号炉使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申) (案)

資料 4-2 北海道電力株式会社泊発電所原子炉設置変更許可申請の概要 (1 号及び 2 号炉使用済燃料の処分の方法の変更)

資料 5-1 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更 (1 号、2 号及び 3 号使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申) (案)

資料 5-2 東北電力株式会社女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請 (1 号、2 号及び 3 号使用済燃料の処分の方法の変更) の概要

6. 審議事項

- (1) 九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更 (1 号及び 2 号炉使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申)
- (2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更 (使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申)
- (3) 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更 (1 号及び 2 号炉使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申)
- (4) 北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更 (1 号及び 2 号炉使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申)
- (5) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更 (1 号、2 号及び 3 号使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申)

本件については、審議内容が同じなことから、通商産業省から一括して資料 1-1 に基づき説明があった。

これに対し、

諮問が出された際にも内容が同じであるため一括で審議したが、本日も同様に一括で審議してよいと思う。

今回の使用済燃料の処分方法の変更については、諮問の際にも審議したようにサイトディペンデントな話ではない。また、工事は発生せずそれに関わる資金も必要としないため、経営的基礎の問題についても関係する話ではない。

以上の審議の結果、平成１２年２月１７日付け平成１１・１２・１５ 資第７号、同日付け平成１１・１２・１６ 資第４号、同日付け平成１１・１２・２０ 資第６号、同日付け平成１１・１２・２０ 資第７号、同日付け平成１１・１２・２０ 資第１４号をもって通商産業大臣より諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第２６条第４項において準用する同法第２４条第１項第１号、第２号及び第３号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については、妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することと決定した。

注）本件申請に係る変更は、使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更するものである。

なお、事務局より、次回は３月１０日（金）に臨時会議を１０：３０より開催する方向で調整したい旨、発言があった。